

不動産仲介契約に係る消費税率の経過措置について

不動産売買等の仲介契約は、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第317号)に規定する「その他の請負に係る契約」に該当し、消費税法改正法の経過措置の適用対象となります。

【主なケース】	平成31年4月1日(31年指定日)	平成31年10月1日(一部施行日)	仲介手数料に対する消費税率の適用関係
QA別表における2	仲介契約	売買契約 引渡し	旧税率
QA別表における3	仲介契約	売買契約 引渡し	旧税率 ^(※1)
QA別表における6	仲介契約	売買契約 引渡し	新税率 ^(※2) (売買契約時收受分は旧税率)
QA別表における7	仲介契約	売買契約 引渡し	新税率

(※1) 具体的な仲介料の額が確定するのが平成31年4月1日(31年指定日)以後であるときには、経過措置は適用されません。

(※2) ただし、仲介料を売買契約時と物件の引渡し時に分けて收受する場合において、売買契約成立時に仲介料の全額を売上計上する経理を継続しており、施行日以後の引渡しに收受する仲介料について旧税率を適用して請求しているときは、その仲介料部分についても旧税率が適用されます。